

平成26年 5月 8日

年間保存

尼崎市立名和小学校

校長 石塚 和之

台風等の対応について

小学校が台風関係で臨時休業するのは次の場合です。いつでも対処できるよう、目に付くところに貼っておいて下さい。

午前7時現在（テレビ・ラジオ等のニュースで）「尼崎市または尼崎市を含む兵庫県全域あるいは兵庫県南部あるいは阪神」に、「暴風警報」「大雨警報」「洪水警報」及びこれらにかかる※「特別警報」が発令されている時

この場合、家で待機させて下さい。そして、

- 1 午前9時までに、警報が解除された場合は授業日となります。午前中の授業の準備をして順次児童を登校させて下さい。ただし、給食はありませんので4校時終了後下校させます。
- 2 午前9時現在で、警報がまだ解除されていない場合は、この日は、休業日となります。（学校はお休みです。）

※ 「特別警報」、命にかかわる重大な災害の危険性が著しく高まっている場合に発令される